

漁業種類ごとの特徴を知ろう!



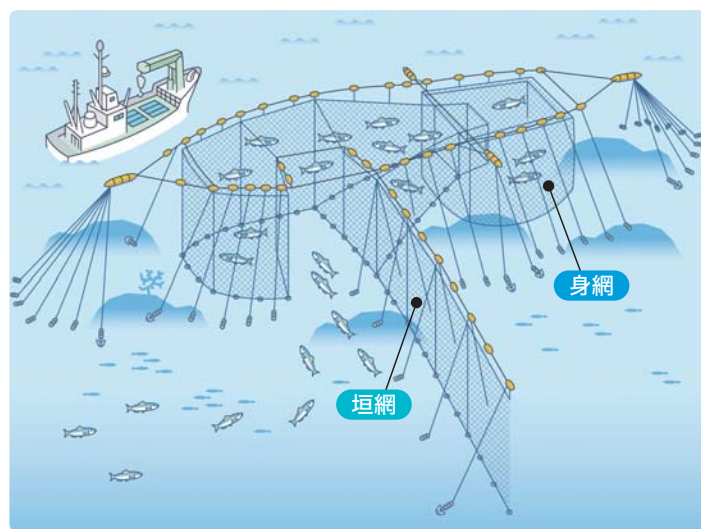
下北地域では、異なる特徴を生かして様々な漁業が行われています。ここでは、下北地域で代表的な漁業種類をいくつかピックアップし、むつ市^{おおはた}大畑地区や佐井村^{さい}を例にその概要を紹介します。



むつ市大畑町における小型定置漁業の操業風景

身網に入った魚をすくっているところ▶

こがたていち 小型定置漁業

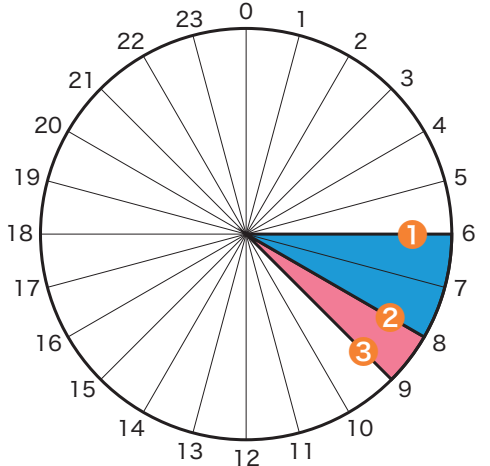


小型定置漁業は、沿岸に漁具を定置して魚を漁獲する、いわゆる「待ち」の漁業です。沿岸を回遊する魚を遮る「垣網^{かきあみ}」と、それに沿って誘導された魚が入る「身網(袋網)^{みあみ ふくろあみ}」を駆使して、一度網へ魚が入ると、簡単には入口に戻れない工夫が施されています。

❖ 操業時期と獲れる魚 (佐井村の小型定置漁業の場合)

漁業権・漁業許可	主な魚種	漁具漁法	主な漁船規模	操業者数 (2018年時点)	操業期間	年間出漁 日数
第二種共同漁業権	ヤリイカ・ コウナゴ・タナゴ	小型定置 (春網)	5トン未満	178人	2月上旬～ 7月下旬	70日
第二種共同漁業権	カレイ・ヒラメ	小型定置 (メガネ網)	5トン未満 5～10トン	20人	1月上旬～ 12月下旬	150日

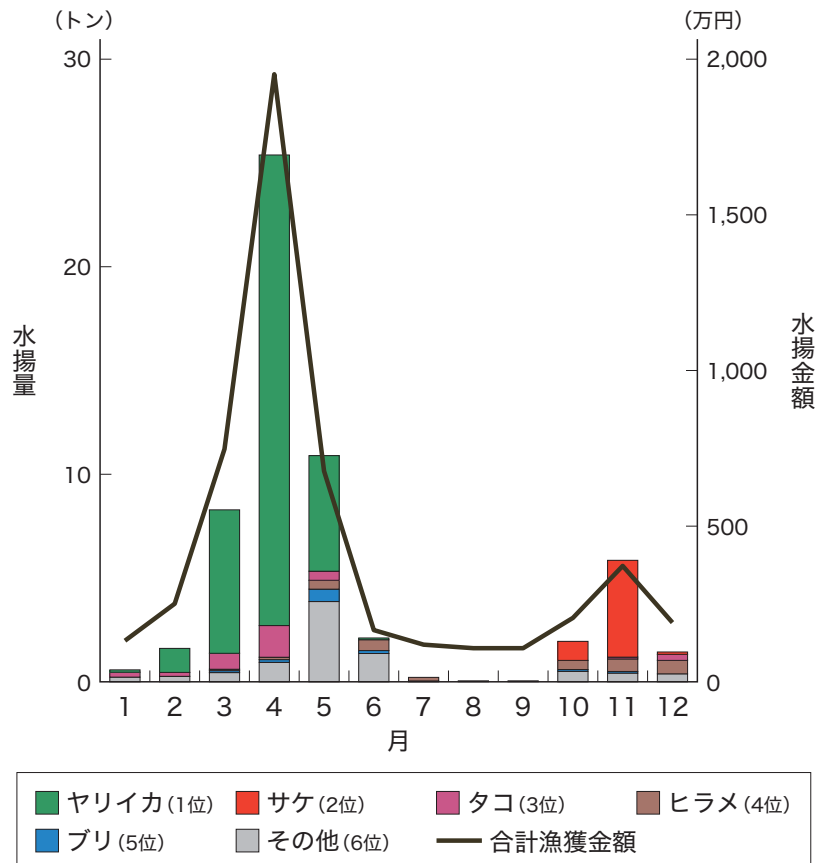
❖ 1日の操業スケジュール



- ① 6:00頃～ 出港、操業
- ② 8:00頃～ 帰港、水揚げ、箱詰め
- ③ 9:00頃 作業終了

佐井村の小型定置漁業の代名詞とも言えるのが、春のヤリイカ漁です。ヤリイカシーズンの朝は早く、周りの漁師と協力して数人で網起こしを行います。作業は午前中に終わることが多いので、午後は釣り等他の漁業に行く漁師もいます。

❖ 2017年における月別魚種別水揚量・水揚金額 (佐井村の小型定置漁業の場合)



(佐井村漁協による提供資料を基に作成)

コラム むつ市大畑地区の小型定置漁業 (p.25にインタビューもあります)

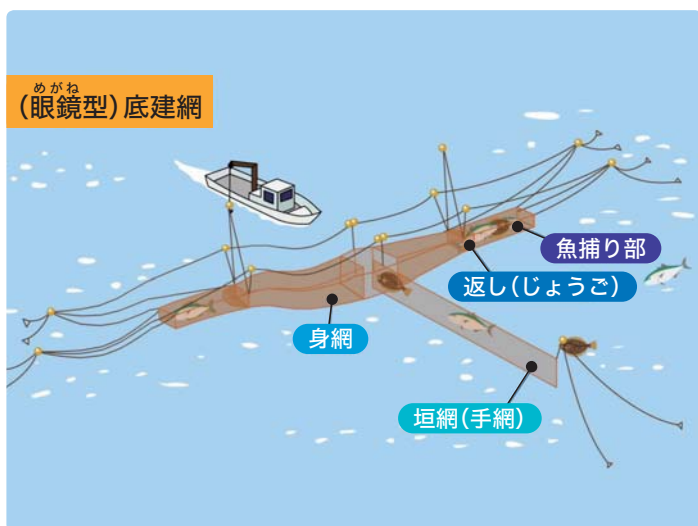
むつ市大畑地区で小型定置漁業を営む、金亀水産の佐藤社長 (写真右) と金城水産の濱田取締役 (写真左) は、かつて八戸市にある水産高校の先輩・後輩で大の仲良し。「若手を怒るようなことはしない」「土日どちらかは休みにしている」など両社長の若手想いの姿勢は、昨今の働き方改革の手本そのもの。そのおかげもあってか、知り合い経由で噂を聞いた後継者が続々と着業しており、乗組員も生き生きと働いています。「漁師の魅力は毎日魚が見られるところ」「魚が好きなので趣味を仕事にしているようなもの」と漁業への愛が止まないお二人に、今後も目が離せません！





佐井村^{うしたき}牛滝地区における冬の底建網漁業（タラ漁）の操業風景ならびに水揚風景

そこたてあみ 底建網漁業

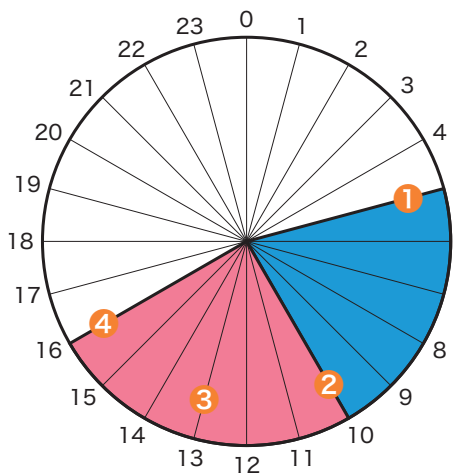


底建網漁業は、定置漁業と同じく「待ち」の漁業です。定置漁業が海面から見えるいわゆる表中層で網を仕掛けるのに対し、底建網では海面からは直接見えない海底に網を仕掛けて魚を呼び込みます。毎年漁期が近づくと網の外側の漁具を固定する「型入れ」を行い、漁期中は入網した魚を定期的に水揚げする「網起こし」を行います。季節や場所によって入網する魚は多種多様であることも魅力のひとつです。例えば最近の佐井村の冬の底建網漁業では、タラで港が溢れる光景も見ることができます。

❖ 操業時期と獲れる魚 (佐井村の底建網漁業の場合)

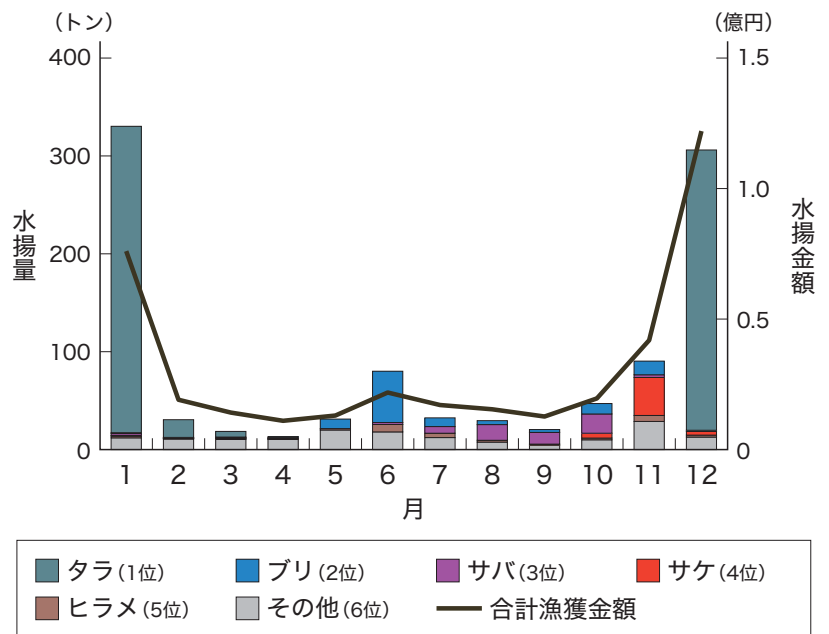
漁業権・漁業許可	主な魚種	漁具漁法	主な漁船規模	操業者数 (2018年時点)	操業期間	年間出漁 日数
第二種共同漁業権	カレイ・ヒラメ・タナゴ	底建網 (改良網、春・秋)	5トン未満	50人	1月上旬～ 12月下旬	90日
第二種共同漁業権	タラ	底建網 (漁業権内)	5トン未満 5～10トン	28人	12月上旬～ 2月下旬	30日
知事許可	タラ	底建網 (知事許可)	5トン未満 5～10トン	28人	12月上旬～ 2月下旬	30日

❖ 1日の操業スケジュール



- ① 5:00頃～ 出港、操業 (冬は6:00頃～)
- ② 10:00頃～ 帰港、水揚げ、箱詰め
- ③ 13:00頃～ 網の修理など
- ④ 16:00頃 作業終了

❖ 2017年における月別魚種別水揚量・水揚金額 (佐井村の底建網漁業の場合)



(佐井村漁協による提供資料を基に作成)

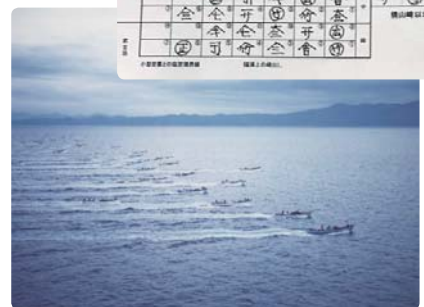
佐井村の底建網漁業は何と言っても冬のタラ漁が勝負で、好不漁の結果次第でその年の稼ぎが決まるほどです。3～4日に1回、仕掛けた複数の網を見に行き、魚がいれば水揚げします。帰港時には個人差があり、人手の多さや場所の良し悪しはもちろん、実力もかなり反映されます。冬場は夕方まで家族親戚総出でひたすら箱詰めです。1隻あたり平均1,500箱/日というのですから驚きですね・・・！

佐井村牛滝地区における漁場の割り当て (輪番制) ▶



コラム 底建網漁業の操業場所はどうやって決めるの？

底建網漁業は、漁業権漁業あるいは知事許可漁業 (→p.16のコラム参照) です。漁業者は青森県によって定められた海域で操業する必要がありますが、当然誰もがよく魚が獲れる海域を欲しがります。下北地域では、好漁場を巡る漁業者間のトラブルを未然に防ぐため、各地域で様々なルールの工夫がされています。例えば、佐井村牛滝地区では、古くから漁業者のグループ (組) ごとに漁場が割り当てられますが、毎年場所の交代を行い (輪番制)、不公平感が生じないようにしています。他方で、むつ市脇野沢地区では、毎年タラ漁の口開け日 (解禁日) に漁船が一斉に出航して、その年の場所獲りを行う「場取り」が慣行的に行われています。



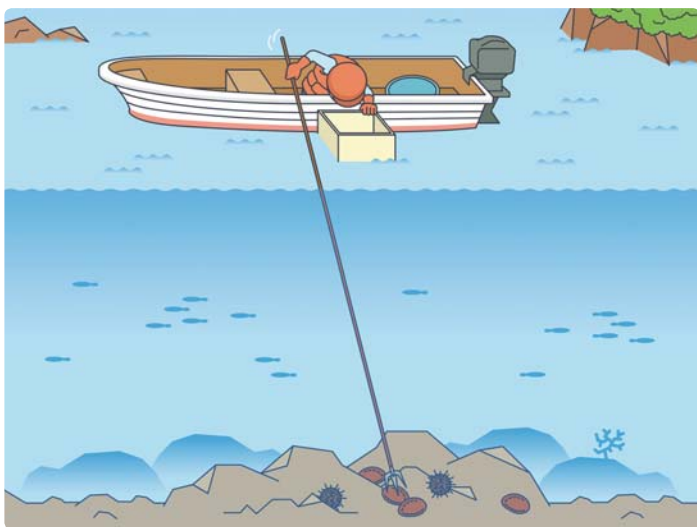
▲むつ市脇野沢における「場取り」の風景



佐井村における突きウニの操業風景



さいかいそう 採介藻漁業

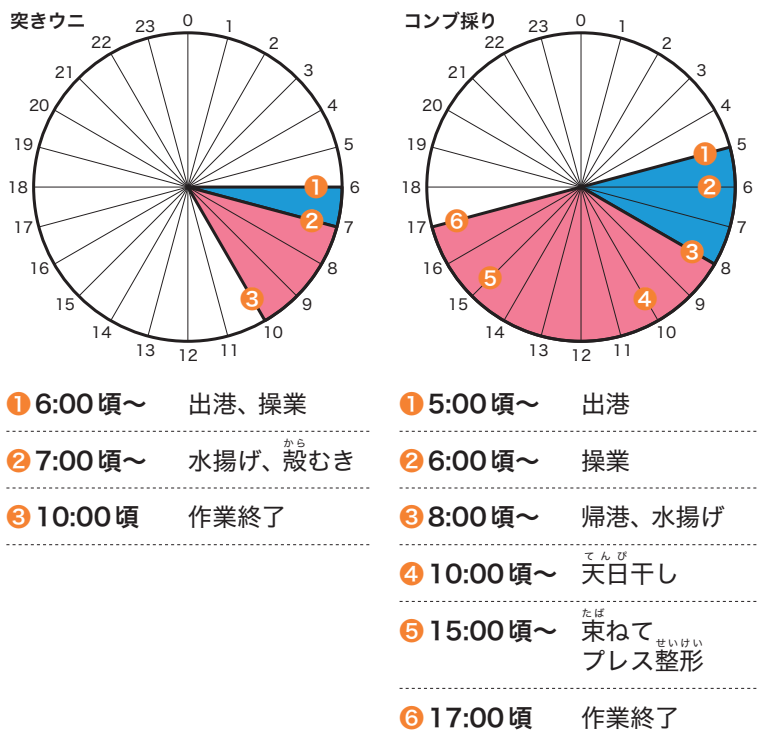


採介藻漁業とは、漁港からすぐ近くの漁場でウニやコンブなどの磯根資源を漁獲する漁業です。例えば下北地域で盛んなウニ漁としては、小さな漁船の上からヤスなどの漁具を用いてウニを突く「突きウニ漁業」やかごを仕掛けてウニを漁獲する「ウニかご漁業」などがあります。磯船（船外機エンジンの船）と簡単な漁具で手軽に行うことができ、ウニやナマコなどは価格もいいので（2019年時点）、漁業を始めたばかりの漁師にとって収入を確保する上で重宝したい漁業です。

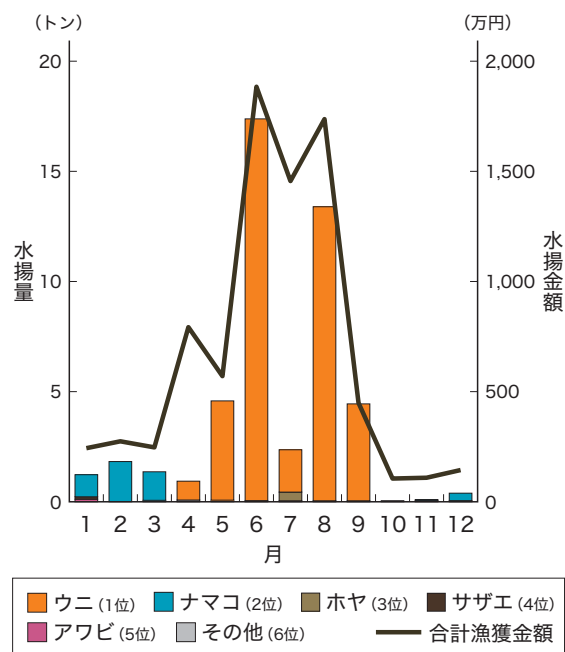
▼ 操業時期と獲れる魚 (佐井村の採介藻漁業の場合)

漁業権・漁業許可	主な魚種	漁具漁法	主な漁船規模	操業者数 (2017年時点)	操業期間	年間出漁 日数
第一種共同漁業権	ウニ	ヤス	5トン未満	134人	4月下旬～9月上旬	60日
第一種共同漁業権	コンブ	ホコ	5トン未満	50人	7月下旬～10月中旬	30日
第一種共同漁業権	モズク	ササラ	5トン未満	90人	7月中旬～8月下旬	3日
第一種共同漁業権	アワビ	カギ	5トン未満	43人	11月上旬～2月下旬	4日
第一種共同漁業権	ナマコ	ヤス	5トン未満	44人	11月上旬～2月下旬	60日
第二種共同漁業権	ウニ	かご	5トン未満	82人	4月上旬～6月下旬	60日

▼ 1日の操業スケジュール



▼ 2017年における月別魚種別水揚量・水揚金額 (佐井村の採介藻漁業の場合)



(佐井村漁協による提供資料を基に作成)

佐井村の突きウニの場合、朝3～4時に起きて海の様子を見て、周りの地区と連絡をとりながら操業判断をします。全地区揃って6～7時に操業します。水揚げ後のウニ剥きは手間がかかる作業なので、多くの漁師さんは奥さんや親戚などの手を借りています。採介藻漁業は陸上作業も多いため、続けていくには周りの人の協力がとても重要です。

コラム 風間浦村の“ゆかい村観光ウニ園”

下北地域のウニは絶品！ところが、ウニはコンブなどの海藻を餌とすることから、磯焼け(海藻が消失して岩場がむき出しの状態になること)の一因として漁業者から厄介者扱いされている一面もあります。風間浦村では、そんなウニたちを観光資源として利用しようと、2017年からある取り組みを始めました。風間浦村が実施する「ゆかい村観光ウニ園」は、ウニ獲り体験&ウニ丼実食ができる豪華な漁業体験です。観光客はもちろん、漁師も村も嬉しい一石三鳥の取り組みに注目が集まっています。読者のあなたのアイデアも下北地域で存分に活かせるかも？!





佐井村におけるさし網漁業の操業風景

網に刺さった魚を引き揚げているところ▶



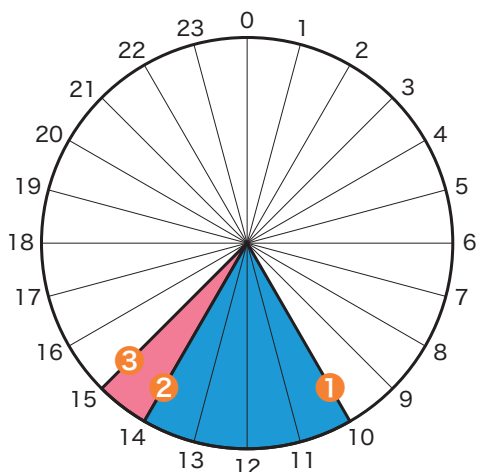
さし網漁業

さし網漁業は、沿岸の魚の通り道に網を仕掛け、海流に従って泳いでくる魚を網目に刺したり絡ませたりすることでヒラメやカレイなどの魚を漁獲する漁業です。漁具の設置方法によって様々な呼び名がありますが、下北地域では海底に固定する「底さし網」が一般的です。

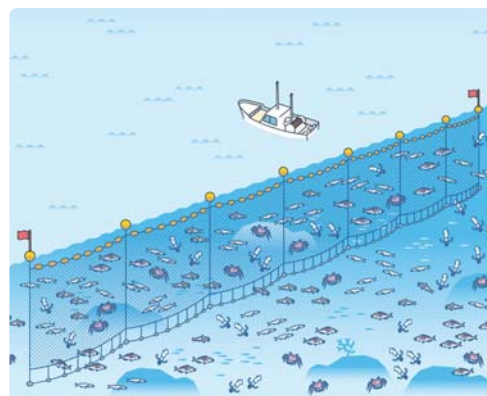
📌 操業時期と獲れる魚（佐井村のさし網漁業の場合）

漁業権・漁業許可	主な魚種	漁具漁法	主な漁船規模	操業者数 (2017年時点)	操業期間	年間出漁 日数
第二種共同漁業権	ソイ・タナゴ	さし網	5トン未満	15人	1月上旬～12月下旬	90日
知事許可	カレイ	固定式さし網	5トン未満	10人	12月上旬～4月中旬	30日
知事許可	ヒラメ	固定式さし網	5トン未満	23人	5月中旬～6月下旬	30日

📌 1日の操業スケジュール



- ① 10:00頃～ 出港、操業
- ② 14:00頃～ 帰港、水揚げ
- ③ 15:00頃 作業終了



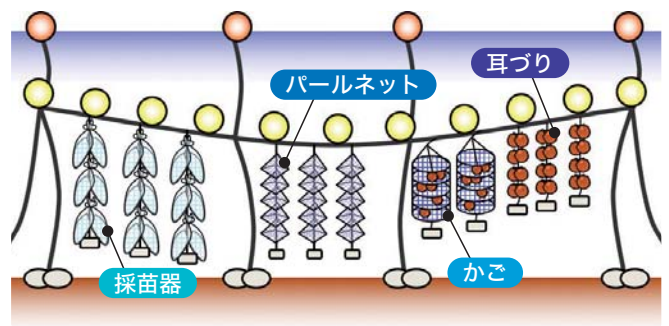
佐井村のさし網漁業では、夏場を中心にヒラメやカレイ類といった魚を獲ることができます。比較的他の漁業と合わせやすく、早朝にウニ漁に行ってからさし網の操業を行うことなども可能です。



よこはま 横浜町におけるホタテガイ養殖業の作業風景

ようしょく ホタテガイ養殖業

ホタテガイ養殖業は、下北地域を代表する養殖業です。昭和の中頃に開発された垂下養殖という方法で、ホタテガイの安定的な大量生産が可能になりました。特にホタテガイ養殖業が盛んな陸奥湾では、ホタテガイの幼生を採苗し数cmまで中間育成したのち、籠に入れて出荷サイズまで育てる方法と、直接吊り下げて育てる「耳づり」と呼ばれる方法が一般的です。



📌 操業時期 (陸奥湾の一般的なホタテガイ養殖業の場合)

漁業権・漁業許可	主な魚種	漁具漁法	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
区画漁業権	ホタテガイ	採苗器 パールネット 籠など	1年目				(採苗)			ちゅうかんいくせい 中間育成					
			2年目		本養殖	出荷 (半成貝)			出荷 (新貝)						
			3年目	出荷 (成貝)											



佐井村におけるワカメ養殖業の作業風景



ようしょく ワカメ養殖業



ワカメ養殖業は、ワカメの生活史(寿命は1年)に合わせて1年サイクルでワカメを養殖・収穫する漁業です。シーズンごとに決まった作業があるものの、ワカメは基本的に無給餌(光合成と海中の栄養塩を吸収して成長するため)で育つため手間がかからず、兼業としても人気がある漁業です。

📌 操業時期 (佐井村のワカメ養殖業の場合)

漁業種・漁業許可	主な魚種	漁具漁法	月	漁期スタート											
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
区画漁業権	ワカメ	うきだま 浮玉 養殖縄など									人工採苗※	保苗※		養殖縄巻き込み	本養成

※既に種苗がある場合は、人工採苗や保苗は必要なし

コラム 漁業のルール

漁業にはルールがあります。誰でも好き勝手に魚を獲っていい訳ではありません。下北地域の漁師さんたちはこうしたルールを遵守して今日も操業しています。全てのルールを把握するのは簡単ではありませんが、ここでは漁業で頻繁に使われる言葉について、簡単な解説をしたいと思います。詳しくは、移住先の漁協または青森県農林水産部水産局水産振興課漁業管理グループ(017-734-9593)にお尋ねください。



ぎょぎょうけん えんがん 漁業権 ～沿岸のルール～

漁業権とは、一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利で、下記の種類があります。都道府県が海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で適格性を判断した者(漁協)のみに、漁業権が与えられます。

	概要	免許の対象となる者
きょうどう 共同漁業権	漁業協同組合の組合員(漁業者)が、一定の水域を共同利用して営む漁業	漁協(管理)
ていち 定置漁業権	大型の定置網を長期間、一定の場所に設置して行う漁業を営む権利	漁業者
くかく 区画漁業権	養殖業を行う権利	漁協(管理)・漁業者

ぎょぎょうきょか おきあい 漁業許可 ～沖合のルール～

漁業許可制度とは、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣または都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度で、下記の種類があります。

	概要	主な漁業種類
だいじんきょか 大臣許可漁業	政府間の取決め、漁場の区域の広さなどにより国が措置を統一して漁業者やその使用する船舶について制限措置を講ずることが適当な漁業(改正漁業法第36条)	沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等
ちじきょか 知事許可漁業	農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業(改正漁業法第57条)	中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、その他都道府県知事が定める漁業等

しげんかんり 資源管理

皆が魚を獲れるだけ獲ると、海はあっという間に枯渇してしまいます。限りある海の動植物たち(水産資源)を適切に管理し、持続的に利用していくためには、資源の保全・回復を図る「資源管理」の取組が必要です。資源管理には大きく分けて下記の3種類があり、国または県が公的に規制するものの他に、漁業者が自主的に取り組むものもあります。

